

8 第一条に次の一項を加える。
 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
 第一条の次に次の一条を加える。

(副機構長)
 第一条の二 機構に副機構長二人を置き、教授及び事務職員をもって充てる。
 2 副機構長は、機構長を助け、機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。
 第二条を次のように改める。

(内部組織)
 第二条 機構に、次の四部を置く。

- 一 管理部
 - 二 評価事業部
 - 三 評価研究部
 - 四 学位審査研究部
- 第三条第一項を次のように改める。
 管理部においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 庶務、会計及び施設等に関する事務
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条の二第三項の規定による学位の授与に関する事務(学位審査研究部の所掌に属するものを除く。)
- 三 大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況についての評価(以下「大学等の評価」という。)に関する情報並びに大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務(評価研究部及び学位審査研究部の所掌に属するものを除く。)

第三条の次に次の二条を加える。
 (評価事業部)
 第三条の二 評価事業部においては、機構が行う大学等の評価に関する事務(管理部及び評価研究部の所掌に属するものを除く。)を処理する。

2 評価事業部に、その所掌事務を分掌させるため、文部大臣が別に定めるところにより、課を置く。
 3 評価事業部及びこれに置かれる課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。
 4 部長は、機構長の命を受け、部の事務を処理する。
 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

6 評価事業部に企画主幹一人を置き、事務職員をもって充てる。
 7 企画主幹は、上司の命を受け、評価事業部の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。
 (評価研究部)
 第三条の三 評価研究部においては、次に掲げる調査研究等を行う。

- 一 大学等の評価に関する調査研究
- 二 機構が行う大学等の評価に関する企画

2 評価研究部に部長を置き、教授をもって充てる。
 3 部長は、機構長の命を受け、部の事務を掌理する。
 第四条の見出しを(学位審査研究部)に改め、同条第一項を次のように改める。

学位審査研究部においては、次に掲げる調査研究等を行う。
 一 学校教育法第六十八条の二第三項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画
 二 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究
 三 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究

第四条第二項中「審査研究部」を「学位審査研究部」に改める。
 第五条第二項中「評議員会」の下に「この規則に定めるもののほか」を加え、「機構長に助言する」を「審議し、機構長に助言又は勧告する」に改める。

第六条第二項中「運営委員会」の下に「この規則に定めるもののほか」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(大学評価委員会)

第六条の二 機構に大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議を行う。
 3 機構長は、機構が行う大学等の評価に關し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

4 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に關する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に關し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に關し調査するため、評価員を置く。

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に關し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。
 8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

第七条の見出しを(学位審査会)に改め、同条中「審査会」を「学位審査会」に改める。
 第九条を第十条とし、第八条中「又は調査研究」を「若しくは大学等の評価の業務又はこれらの調査研究」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(自己評価等)

第八条 機構は、その業務の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
 2 機構は、前項の点検及び評価の結果について、機構の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に任命される評議員及び運営委員の任期は、改正後の大学評価・学位授与機構組織運営規則第五条第四項及び第六条第四項の規定にかかわらず、それぞれ平成十三年七月三十日及び平成十三年七月二十一日までとする。

(学位規則の一部改正)

3 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)の一部を次のように改正する。
 目次中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。
 本則中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。
 別記様式第二中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

(学校教員統計調査規則の一部改正)

4 学校教員統計調査規則(昭和二十八年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項及び第六条第一項第二号中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)

5 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 第二十二條の二中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。